支給資金に係る金融支援を行う法人から償還される額を除く。）

M_n　特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（平成 15 年法律第 98 号）第 6 条の規定により、産業廃棄物不法投棄対策事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額

$N_{17} = 0.027$

$N_{18} = 0.027$

$N_{19} = 0.026$

$N_{20} = 0.02629$

$N_{21} = 0.02797$

$N_{22} = 0.02799$

O_n　民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）第 8 条第 1 項の規定により、地方公共団体が PFI 法第 5 条第 1 項の実施方針を定めて実施する PFI 法第 2 条第 4 項に規定する選定事業を実施するものとして選定されたもの（以下「PFI 事業者」という。）が整備し、n 年度において供用を開始した公共施設等の施設整備費相当額（当該地方公共団体が当該施設を建設したとみなした場合に一般財源所要額として基準財政需要額に算入されるべき額の年次毎の合計額）として当該地方公共団体の長の申告に基づき総務大臣が通知した額

$P_{17} = 0.010$

P_{18}　ア　北海道に対して総務大臣が通知した額のうち A に係るもの　0.026

イ　北海道に対して総務大臣が通知した額のうち B に係るもの　0.015

ウ　山梨県に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.020

エ　兵庫県に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.015

支給資金に係る金融支援を行う法人から償還される額を除く。）

M_n　特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（平成 15 年法律第 98 号）第 6 条の規定により、産業廃棄物不法投棄対策事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額

$N_{16} = 0.030$

$N_{17} = 0.027$

$N_{18} = 0.027$

$N_{19} = 0.026$

$N_{20} = 0.02634$

$N_{21} = 0.02799$

$N_{22} = 0.02803$

O_n　民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）第 8 条第 1 項の規定により、地方公共団体が PFI 法第 5 条第 1 項の実施方針を定めて実施する PFI 法第 2 条第 4 項に規定する選定事業を実施するものとして選定されたもの（以下「PFI 事業者」という。）が整備し、n 年度において供用を開始した公共施設等の施設整備費相当額（当該地方公共団体が当該施設を建設したとみなした場合に一般財源所要額として基準財政需要額に算入されるべき額の年次毎の合計額）として当該地方公共団体の長の申告に基づき総務大臣が通知した額

P_{16}　ア　高知県に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.023

イ　ア以外の総務大臣が通知した額に係るもの　0.012

$P_{17} = 0.010$

P_{18}　ア　北海道に対して総務大臣が通知した額のうち A に係るもの　0.026

イ　北海道に対して総務大臣が通知した額のうち B に係るもの　0.015

ウ　山梨県に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.020

エ　兵庫県に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.015